

すまい給付金制度「現金取得者向け新築対象住宅証明」

事前チェックシート

申請者、物件概要

申請者氏名	
住宅の所在地	
住宅又は建築物の名称	

現金取得者向け新築対象住宅証明書取得時の確認事項

給付対象者	・住宅を取得し、登記上の持分を保有するとともに、自らその住宅に居住する者	<input type="checkbox"/>
	・住宅ローンを利用しないで住宅を取得する現金取得者	<input type="checkbox"/>
	・年齢は50歳以上※ ¹ で収入額の目安が650万円以下	<input type="checkbox"/>
給付対象となる住宅の要件	・引上げ後の消費税率が適用される住宅であること (平成26年4月1日以降に引き渡された住宅から、税制面での特例が措置される平成29年12月までに引き渡され入居が完了する住宅を対象)	<input type="checkbox"/>
	・取得する住宅は新築住宅であること (人の居住の用に供したことがない住宅であって、工事完了から1年以内のもの)	<input type="checkbox"/>
	・住宅の床面積が50㎡以上であること	<input type="checkbox"/>
	・施工中に以下のいずれかの検査を受けた住宅であること (1)住宅瑕疵担保責任保険（任意保険を含む）に加入した住宅 (2)建設住宅性能表示制度を利用した住宅 (3)住宅瑕疵担保責任保険法人により保険と同等の検査が実施された住宅	<input type="checkbox"/>
証明基準	・以下のいずれかのフラット35S（金利Bプラン）の基準に適合していること	<input type="checkbox"/>
	(1)断熱等性能等級4 (2)一次エネルギー消費量等級4以上 (3)劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2以上 (共同住宅では一定の更新対策が必要) (4)耐震等級2以上 (5)免震建築物 (6)高齢者等配慮対策等級3以上	

※1 当該住宅の引渡しを受けた年の12月31日時点での年齢

※ この事前チェックシートを審査申請書に添付して下さい。

すまい給付金制度の詳細については、すまい給付金ホームページをご確認ください。